

問瀬課長意見

「抑職工が發働機工組合を認めて呉れと言ふのですか。会社は絶対にそれを認める事が出来ない。其要求も取詰めて見れば給金の値上げが骨子なのですがその譯は去る二月までは仕事の上に賃與制度があつて仕事で会社の確定より早く出来る際には賃與を一同に分配してゐたものでしたが、三月以降は廢止になると同時に就業時間も居残り等が少くなり従つて職工の懐具合も悪くなつた爲めに起つた事なんです。だから給金の増額は問題であつても團體交渉權なんて全く問題外なんです。併し会社も職工が制度の改正の爲め収入が減少した事は知つてゐるのですから五六箇月その結果を見た上で他に策を施さん方針もないのです。要するに今回の真相は斯んなものなんです。依つて職工が右の要求が拒絶されたからとて工場内に於て集合を開き協議することがあつて作業上に支障を及ぼす事があつたら承知出来ない」と宣告して置きました（六、二八神戸又新）

同会社には設計、材料、工作の三課あり。今回の要求の叫びは工作課に起りしが、機械、仕上、鍛冶、木型、艤裝、組立、鑄造、道具、發電等工作課所屬の工場中要求書には、鑄造、鍛冶、木型の三工場は全然加入し居らざりき、要求の却下を受けたる委員は直ちに之を職工一同に報告し、更に午後五時より工場外の廣場に於て寄々協議を重ねたる結果、午後七時より友愛會神戸聯合會支部樓上に協議會を開くこと、なれるが定刻前俄に會場を變更し組合理事塚本通五ノ一七井伊三郎方に會合したるが集まる職工五十餘何れも役付職工の醜覆と會社の官僚的態度に憤慨したるが、談議の結果二十八日今一度工場全員の委任狀を添附したる委任狀を提出し尙突き返さるゝ如き事あらば愈最後の手段として正午より全工場一齊に怠業することに一決し、交渉委員互選の結果前段の三交渉委員に澁谷照男、高橋伴吾の二氏を加ふること、なれり

二十八日午前十時五交渉委員は問瀬工作係長に會見を申込み、社員食堂に於て勸怠係長立會の上會見、職工側代表は曩の要求書に委任狀を添へて提出し、工作課長は一應之を受理したる上改めて職工代表に對し「終始一貫最後まで職工のため奮闘するか」と質問し代表等は明瞭に何れも「然り」と答ふ。問瀬課長は職工の委任狀に印紙貼附なきため公式に認め難く、殊に五名の委員に内燃機全職工を代表する資格ありやと詰責し、梶川委員の答辯曖昧なりしかば代表資格も認め難しとて却下を宣言したる後委員一同に三十分の協議時間を與へ、會社側亦別室に役員會を開けり。

定時、問瀬課長は食堂に於て再び委員と會見し要求の第一條「横斷組合承認の件に就て意義如何を質したるに、代表委員中一名として之に答へを與ふるの力なく、聽て其一人は表裏より一紙片を取出し豫め筆記せるものを答辯する等、労働者側の要求を労働者側の委員理解せず。於茲如斯代表者自身にも理解し得られざる問題を提出するの妄を責められ、突如一委員は横斷組合承認の一項を削除せんことを申出でたるも、他の委員は「自分等は條件の提出をのみ委任せられたるものにて内容改竄の權利なし」とて又もや互に相争ひ遂に協議のため別室に退きたり。

午前十一時半三度會見團體交渉權は全職工八百中二百五十の要求を受けたりとて一部の者と團體交渉を爲すは不合理なり「労働時間の短縮」に就ては「労働時間の改正は三菱全般に關係を及ぼす問題なればかゝる一少部分の要求を受けつけ重役に取次ぐこと不可能なり」と各條悉く説破されたる後課